

枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例施行規則

平成28年7月1日

規則第11号

改正 令和2年7月30日規則第6号

改正 令和7年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出張命令の取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第2項に規定するその他規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 派遣解除
- (2) その他管理者が定める場合

2 条例第3条第2項の規定により支給する旅費の額は、条例第7条ただし書きの規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、予約のため支払った金額で、所要の払戻しを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該出張について支給を受けることができる宿泊費又は包括宿泊費（宿泊手当に相当する部分を除く。）の額を超えることができない。
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に

に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第3項の規定により支給する旅費の額は、次に定める額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該出張について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(その他管理者が定める事情)

第4条 条例第3条第3項のその他管理者が定める事情は、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由とする。

(出張命令の変更)

第5条 出張者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により出張命令の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(鉄道賃)

第6条 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める料金は、次に掲げるものとする。

(1) 寝台料金

(2) 乗車整理料金

(船賃)

第7条 条例第9条第2項に規定するその他規則で定めるものをするとき、1の旅行区間における航海時間が24時間以上の移動とする。

(航空賃)

第8条 出張者は、搭乗すべき便及び後続便(搭乗すべき便と同日に出発する便をいう。)に最下級の級の座席に空席がない場合に限り、条例第10条第

2項の規定にかかわらず、最下級の直近上位の級の料金とすることができる。この場合、出張者は、搭乗手続き前に出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者が、前項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(宿泊費)

第9条 条例第12条に規定する規則で定める額は、別表第1、別表第2の額の合計額とする。

- 2 別表第2に規定する額は、次の各号に掲げる場合に相当するときは、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
当該額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
当該額の3分の1の額

- (3) 条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合
当該額の3分の1の額

- (4) 出張者が出張中自宅等（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3号の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

- 3 条例第12条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときとする。

- (1) 会議において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外の宿泊が困難であるとき。

- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(旅行役務の提供)

第10条 条例第8条から第13条までに規定する場合において、管理者が旅行役務提供契約（旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。以下この条において「旅行者」という。）が組合に対して出張に係る役務を出張者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者に対して当該出張に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）に基づき旅行者に支払うべき金額があるときは、出張者に対する旅費の支給に代え、旅行者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅費の調整）

第11条 出張者が通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、出張の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しない。

（在勤庁以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費の調整）

第12条 在勤庁以外の地（出張者の住所、居所その他出張命令権者が認める場所をいう。この条、第13条、及び第14条において同じ。）を出発地として出張をする場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から用務地に至る旅費の額と在勤庁等から用務地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 用務地から在勤庁以外の地を到着地として出張する場合における旅費の支給額は、用務地から在勤庁等以外の地に至る旅費の額と用務地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

3 出張命令権者は、公務の必要から枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例施行規則（平成28年規則第9号）第2条各号に規定する勤務時間の割振りがされた時間外に在勤庁等を出発又は用務地から在勤庁に至る出張命令をした場合については、前2項の規定にかかわらず、在勤庁等以外の地から用務地に至る旅費の額又は用務地から在勤庁等以外の地に至る旅費の額を旅費とすることができる。

（退職者等の旅費）

第13条 条例第16条に規定する旅費の額は、退職等の日にいた地から旧在

勤庁に旅行するものとして計算した旅費の額と退職等の日にいた地から在勤庁等以外の地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 退職等の日にいた地が組合を構成する市内にあるときは、前項の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

(事務引継等のため必要な旅費)

第14条 条例第17条に規定する旅費の額は、退職等の日における当該職員の在勤庁以外の地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した額と現在勤庁の地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 現在勤庁が組合を構成する市内にあるときは、前項の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

(遺族の旅費)

第15条 条例第18条に規定する旅費の額は、職員の出張の例に準じ、遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

- 2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる遺族の順位は、条例第18条に掲げる順序とし、同位順者があるときは、年長者を先にする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月30日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

宿泊費基準額（一夜につき）	
地域	一般職の職員
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円

京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

※ 上記の表にない地域、旅行者の職務に関する宿泊費基準額は、上記の額、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）を参酌のうえ、その都度、管理者が定める。

別表第2（第9条関係）

宿泊手当（一夜につき）	
地域	すべての職員
すべての地	2,400円

